

令和元年度 第3回 障害者家族教室 (参加無料・申込不要)

「障害者家族教室」は、精神障害のある人を支える家族が集い、話し合う勉強会です。障害について、理解し、知識を深めませんか。

日時＝2月20日(木) 14時～16時

場所＝市民交流館1階 集会室

内容＝「精神障害者を支える家族の相談事例と福祉サービスの紹介～福祉サービスを利用する当事者の体験談をもとに～」

講師＝彩食キッチンBon 山口所長と当事者の人

※内容・講師等、変更がある場合があります。

問合せ＝厚生福祉課 障害福祉係 (内線535)

障害者パソコン教室 参加者募集 ～パソコンの基礎を学ぼう～

「パソコンを始めたいけど、ちょっと不安」「難しそうで自信がない」という人も、パソコンの基礎から始めるので、安心して学べます。

日時＝2月17日(月)～3月23日(月)の毎週月曜(全5回・祝日を除く)、各日13時30分～15時

場所＝社会福祉会館(植槻町)

対象＝市内在住の身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

定員＝10人(応募者多数の場合は抽選)

受講料＝無料(テキスト代は自己負担)

申込・問合せ＝2月3日(月)～

12日(水)(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)までに、社会福祉協議会 福祉課 (☎53-6531・🌐55-0986)へ



オストメイトの個別無料相談会 を開催します (申込不要)

オストメイト(人工肛門・人工膀胱をもっている人)のみなさん、色々な悩み・苦勞を専門看護師・支部役員・ストーマ装具業者や同じ立場の人に相談しませんか。気軽に参加してください。

日時・場所＝※各日、時間は9時～12時。

①2月18日(火) 県文化会館(奈良市登大路町)

②2月22日(土) 県社会福祉総合センター(橿原市大久保)

対象＝県内在住のオストメイトの人

問合せ＝日本オストミー協会 奈良県支部 本間 (☎090-4908-7619) (厚生福祉課)

くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



民法改正で何が
変わるの?～その①

大和郡山市消費者センター
☎53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

「民法」と聞くと「難しそう」と思われる人も多いのではないのでしょうか? 「民法」は私たちの生活に一番身近な法律です。電車やバスに乗ったり、コンビニで買い物をしたり、私たちはいろいろな「契約」をして暮らしています。「民法」の中で「契約」に関する基本的なルールが定められている部分を「債権法」と言います。

「債権法」は1896(明治29)年に制定されてから、約120年間大きな改正はありませんでした。120年前は、消費者と事業者が直接会って契約を結んでいましたが、インターネットが発達した現代では、消費者と事業者が会わずに商品を購入することができます。また支払方法も銀行振り込みやクレジットカードでの支払いなどいろいろな手段が用いられています。このような時代の変化に対応するため「民法(債権法)」が改正されることになりました。改正民法は2020年4月1日から施行されます。この改正は私たちの暮らしに深く関わる点も含まれています。これから3回にわたり改正の概要を紹介します。

【消滅時効に関する改正】

消滅時効とは、一定期間の経過によって権利を消滅させるという制度です。現行では消滅時効により債権が消滅する期間は原則10年であるとしつつ、例外的に「職業別の短期消滅時効」を設けていました。今回の改正では消滅時効期間について、わかりやすいものとするため、「職業別の短期消滅時効」を廃止するとともに消滅時効期間を原則「知った時から5年」としています。

●職業別の短期消滅時効の例

現行民法		改正民法
債権の種類	時効時間	
飲食代金	1年	原則5年 (ケースによっては最長10年)
授業料	2年	
医師の診療報酬	3年	